

横浜動物の森公園未整備区域における  
遊戯施設等の公募設置に係る募集要項  
(公募設置等指針)

平成 30 年 11 月

横浜市

## 目次

### 第1章 事業概要

1. 対象地の概要及び事業目的
2. 事業範囲
3. 事業の流れ
4. 事業実施の前提条件

### 第2章 提案にあたっての条件等

1. 公募対象公園施設（遊戯施設等）の概要
2. 公募対象公園施設（遊戯施設等）の設置管理に係る使用料
3. 公募対象公園施設（遊戯施設等）に設置に係る基本的条件
4. 公募対象公園施設（遊戯施設等）の運営に係る基本的条件
5. 公募対象公園施設（遊戯施設等）の設置管理許可
6. 特定公園施設に係る基本的条件
7. 利便増進施設に係る基本的条件
8. 認定計画提出者と公園管理者の役割分担

### 第3章 実施にあたっての条件等

1. 設計・工事の実施等
2. リスク分担
3. 私権の制限
4. 委託の禁止等
5. 市内事業者の活用
6. 原状回復の義務
7. 事業内容等の変更
8. 事業の中止
9. その他

### 第4章 応募資格及び応募手続き等

1. 応募者に必要な資格
2. 応募者の制限
3. 応募の手続き
4. 応募書類
5. 応募に関する留意事項

## 第5章 認定計画提出者の選定

1. 選定方法
2. 評価の手順及び視点等
3. 設置等予定者等の決定
4. 公募設置等計画の認定
5. 契約の締結等
6. 法規制等

参考資料1：横浜動物の森公園 未整備区域基本計画

参考資料2：インフラ関係図面

参考資料3：本市建築物図面

参考資料4：夜間閉鎖エリア図

参考資料5：里山ガーデンフェスタ実施計画

参考資料6：植生調査図

参考資料7：横浜動物の森公園 全体平面図

参考資料8：横浜動物の森公園未整備区域 平面図

別紙 1：基本協定書（案）

別紙 2：特定公園施設譲渡契約（案）

■用語の定義

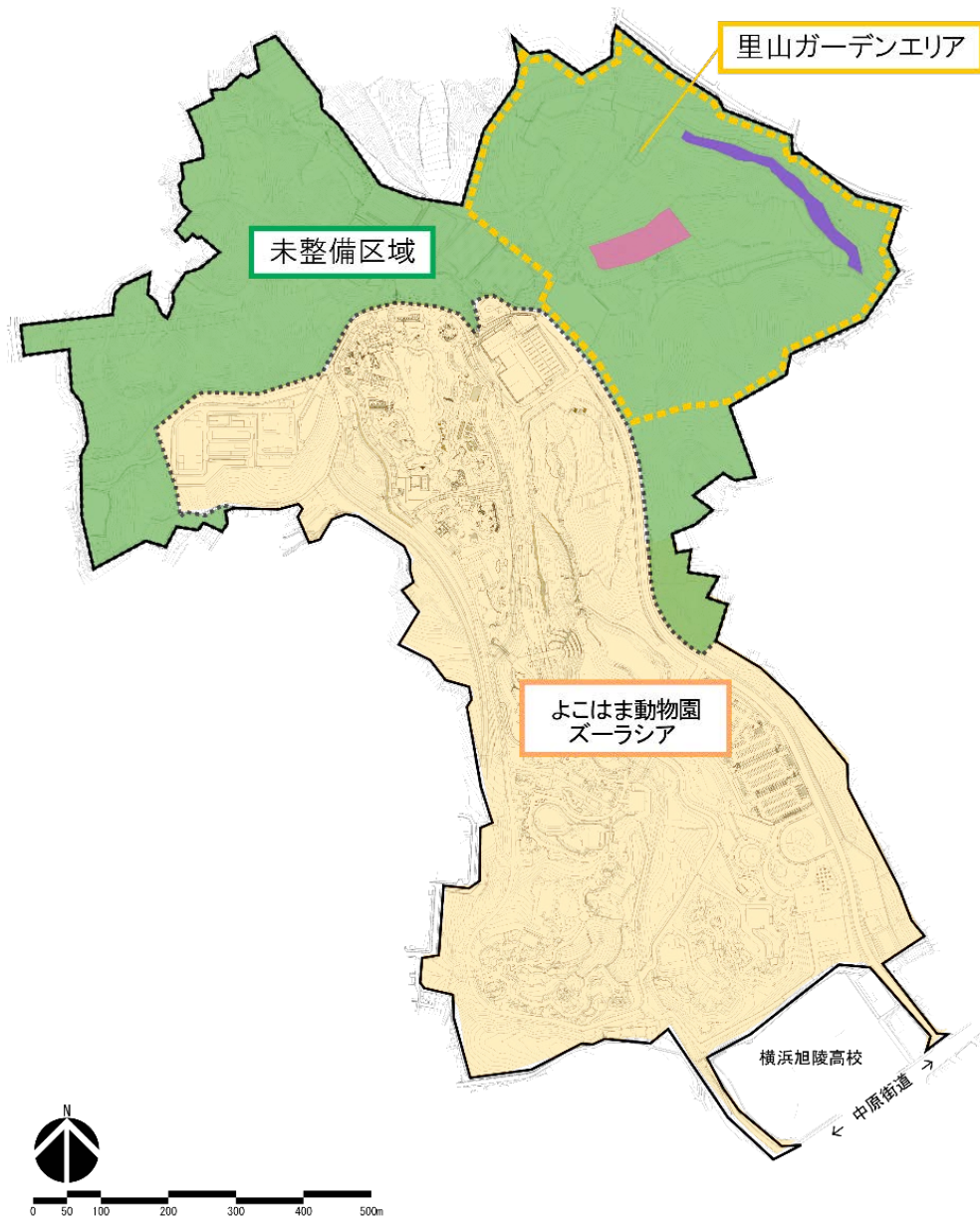
P-PFI	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</li> <li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。</li> </ul>
公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、子供遊び場、等</li> </ul>
特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</li> </ul>
遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法施行令第 5 条第 3 項に示す遊戯施設とする。</li> </ul>
利便増進施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。</li> </ul>
公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</li> </ul>
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</li> </ul>
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者</li> </ul>

## 第1章 事業概要

### 1. 対象地の概要及び事業目的

#### (1) 事業対象公園の位置づけ

- ・事業対象公園である横浜動物の森公園は、横浜市の中心部から北西に10km、旭区から緑区にまたがる丘陵地に整備を進めている広域公園です。
- ・よこはま動物園ズーラシア（以下、「ズーラシア」という。）と里山ガーデンエリアを含む未整備区域からなり、完成時には、本市北西部における市民レクリエーションや緑の拠点になります。



(2) 事業対象公園の概要

項目	概要
事業用地	横浜動物の森公園
公園種別	広域公園
公園面積	全体面積 103.3ha (内訳) ①よこはま動物園ズーラシア： 53.3ha、 ②未整備区域：約 50.0ha (うち里山ガーデンエリア約 20ha)
公募対象エリア面積	約 3ha (森を楽しむゾーン、入口ゾーン)
区域区分等	市街化調整区域、新治・三保風致地区
土地所有者	横浜市

① よこはま動物園ズーラシア：

気候帯別に動物を展示し、それぞれの生息地の情景を、植物や岩石などで表現しています。また、日本初の本格的な繁殖センターや緑のリサイクルプラントを整備しています。

② 未整備区域（「横浜動物の森公園未整備区域基本計画」）：

- ・里山ガーデンエリアの大花壇や谷戸の花畑等と、現状の豊かな自然景観を保全・活用しながら、花や緑と親しむことができる公園として整備します。
- ・横浜の花で彩る大花壇や谷戸の花畑等の景観を継承し、「花と緑のゾーン」として活用、整備します。
- ・「森を楽しむゾーン」を公民連携推進エリアとし、整備を実施します。
- ・その他のエリアでは、横浜らしい里山の豊かな自然を保全し、遊歩道等の必要最低限の整備を行います。
- ・周辺の交通対策の取組として、駐車場の整備や中央道路の三保街道までの延伸などを進めます。



ゾーン区分		
里山ガーデンエリア	花と緑のゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガーデンネックレス横浜のコア会場とし、横浜の花で彩る大花壇を中心とした「花」で彩るシンボルゾーンとします。</li> <li>●谷戸の環境に合わせた多彩な「花と緑」を配置します。</li> </ul>
	森を楽しむゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里山の新たな楽しみ方を提供します。(アスレチック施設や上質なキャンプ体験、食事など)</li> <li>●公民連携推進エリアとして、先行して整備を進めます。</li> </ul>
	谷戸の環境ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希少な動植物や谷戸の水環境を保全します。</li> <li>●谷戸の水源となる周囲の樹林地を一体として保全します。</li> </ul>
	入口ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フェアの成果を継承するウェルカムガーデンを配置します。</li> <li>●管理事務所等を配置します。</li> </ul>
その他のエリア	保全林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西側と南側の樹林地を保全し、現状の自然景観を活かした遊歩道等を整備します。</li> </ul>
	紅葉の森ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「紅葉の森」として特色のある緑を推進するエリアとします。</li> </ul>
	動物の森連携ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未整備区域とよこはま動物園ズーラシアを一体化し、横浜動物の森公園全体の北側メインゲートを配置します。</li> <li>●ロータリー、駐車場を配置します。</li> </ul>
	コミュニティゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣住民のための公園施設を配置します。</li> </ul>
	中央道路の延伸	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央道路を延伸します。</li> </ul>

### (3) 事業実施の経緯及び公募の目的

- ・平成 29 年に開催された第 33 回全国都市緑化よこはまフェアで実績があり、事業対象地でのアンケート等によっても要望の多かった「遊戯施設」の設置及び管理について事業者を公募します。
- ・民間事業者の技術や知識等を活かし、施設の設置、管理運営を委ね、里山の新たな楽しみ方を創出することで、公園の利用者サービスの向上を図ります。
- ・P-PFI の制度を用いることで、公募対象公園施設（遊戯施設等）の収益を周辺の施設整備、樹林地管理等に還元してもらい、「森を楽しむゾーン」をより魅力ある空間にします。

### 2. 事業範囲

事業者には横浜動物の森公園 未整備区域において、以下の業務を行っていただきます。

- ・公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ・特定公園施設の設計、整備、譲渡及び管理業務
- ・利便増進施設の設置及び管理運営業務

### 3. 事業の流れ

#### (1) 事業スケジュール

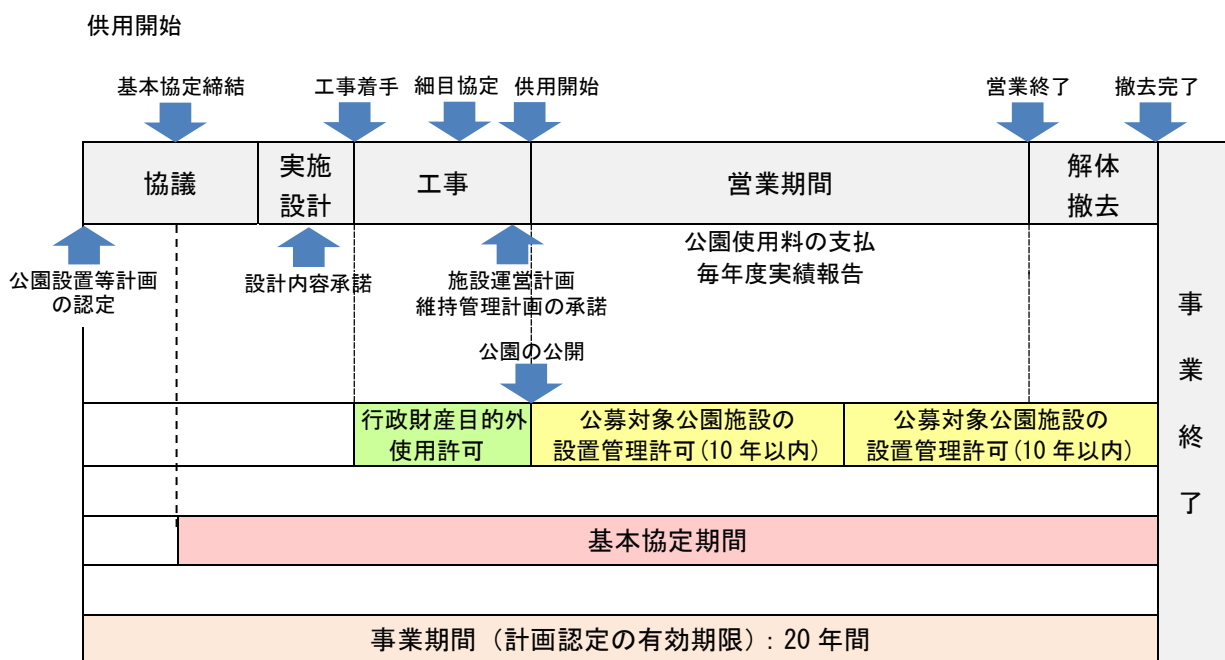
計画の受付、設置等予定者の選定、公募設置等計画の認定、基本協定締結、供用開始の大きなスケジュールは下記のとおりです。

公募設置等指針の配布（公表）・公募設置等計画の受付	平成 30 年 11 月～平成 31 年 1 月
設置等予定者の選定、公募設置等計画の認定	平成 31 年 2 月～3 月頃
基本協定締結	平成 31 年 3 月頃
供用開始	平成 31 年(2019 年) 9 月頃

#### (2) 公募設置等計画の認定の有効期限

公募設置等計画の認定の有効期限は、公募設置等計画の認定の日から 20 年間とします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可の期間及び特定公園施設の管理許可の期間は当初 10 年以内とし、認定の有効期間内に更なる許可申請があった場合、認定の有効期間内の事業終了までの間（解体撤去作業の期間を含む）、原則として 1 回の更新許可を与えることとします。営業を終了するとき、速やかに認定計画提出者は自己の負担において、公募対象公園施設の用地を原状回復していただきます。



#### 4. 事業実施の前提条件

本事業の実施は平成 31 年度の横浜動物の森公園整備に係る予算が、横浜市会で可決されることを前提とします。



## 第2章 提案にあたっての条件等

### 1. 公募対象公園施設（遊戯施設等）の概要

#### (1) 公募対象公園施設（遊戯施設等）の種類

##### ① 豊かな樹林地を活用した遊戯施設（必須提案）

- ・魅力と賑わいの創出による集客につながるような施設であること
- ・森の楽しみ方を子供から高齢者まで体験できる施設であること

##### ② 遊戯施設以外の里山の新たな楽しみ方を提供できる施設（任意提案）

例) 上質なキャンプ体験、食事などのできる公園施設等

#### (2) 公募対象公園施設（遊戯施設等）等の公募対象エリア等

- ・公募対象エリア：森を楽しむゾーン（約3ha）、入口ゾーン（約3,000㎡）

#### ■ 公募対象エリアと施設設置の可否

項目	森を楽しむゾーン	入口ゾーン	
		新設	本市建築物利用
公募対象公園施設	○	○	○
特定公園施設	○ 譲渡契約	○ 譲渡契約	—



(3) 供用開始の時期

公募対象公園施設（遊戯施設等）の供用開始は平成 31 年(2019 年) 9 月頃からとなる予定ですが、認定計画提出者の提案及び本市との協議により、運営開始時期を早めることが可能です。

2. 公募対象公園施設（遊戯施設等）の設置管理に係る使用料

(1) 使用料の最低額

認定計画提出者は設置管理許可に基づき、自らの負担において、公募対象公園施設（遊戯施設等）を設置管理、運営します。応募にあたっては、横浜市公園条例施行規則第 10 条に基づく公園施設の使用料を下限とし、認定計画提出者となった際に市に支払う額を提案してください。使用料については以下のとおりです。

<p>■設置許可に伴う使用料（新たに施設を設置する場合）：120 円/㎡・月</p> <p>■管理許可に伴う使用料（本市建築物を使用・管理する場合）：1,820 円/㎡・月</p>
--

(2) 面積の考え方

公募対象公園施設（遊戯施設等）の設置許可の面積については施設の投影面積及び公募対象公園施設（遊戯施設等）の利用者のみを使用することのできる園路・広場等の面積とします。公募対象公園施設（遊戯施設等）利用者以外が利用可能な周辺の樹林地内の園路や広場等については設置管理許可の対象としません。

なお、設置許可の面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、本市が精査確認します。

■面積の考え方（例）

	パターンA	パターンB	パターンC
<p>■ 公募対象公園施設 （建築物、遊戯施設）</p> <p>■ 公募対象公園施設の利用者のみ利用可能なエリア</p> <p>● 特定公園施設 （園路、広場、ベンチ等）</p> <p>● 樹林地管理エリア</p>			
遊戯施設の形態	有料エリアを設定し、その中に遊具等を設置	コースをめぐるアスレチック型施設	建築物内に遊具等を設置
設置管理許可面積 (公募対象公園施設)	水色 (有料エリアの面積)	水色+黄色 (遊具と遊具間をつなぐ、園路やロープ(人の通る幅程度)の投影面積)	黄色 (建築物の面積)

### 3. 公募対象公園施設（遊戯施設等）の設置に係る基本的条件

- (1) 横浜動物の森公園 未整備区域の魅力と賑わいの創出による集客につながる提案をしてください。
- (2) 子供から高齢者まで楽しめる、森や自然に親しむことのできる施設を設置してください。また、ハンディキャップのある方など多様な利用者への対応についても検討してください。
- (3) ご提案いただく公募対象公園施設（遊戯施設等）は、都市公園法第2条に規定される公園施設となります。そのため、公園施設の整備であることを十分に理解し、公園利用の増進につながる施設を提案してください。
- (4) 公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めません。
- (5) 案内所や受付等を設置する場合は、建築物を新築するか、本市建築物を使用してください。
  - ・新規設置：公募対象エリア内に必要な規模の建築物を設置してください。ただし、入口ゾーンにおける建築面積は150㎡までとします。  
電源等のインフラ設備も含め整備を行ってください。  
また、里山ガーデンエリアにおいては、毎年、春と秋に里山ガーデンフェスタの開催を予定しています。参考資料2、3等を参照の上、フェスタ開催に支障がないような位置、仕様としてください。
  - ・本市建築物：入口ゾーンに設置予定の建築物を使用することができます。必要な備品等については、認定計画提出者が設置してください。
- (6) 安全性を十分に確保し、公募対象公園施設の利用者（以下、「施設利用者」という。）が安心して使える施設としてください。
- (7) 施設整備にあたっての安全基準や考え方を示した上で、その基準に合った施設を提案してください。
- (8) 対象地の立地条件や周辺環境等を考慮し、公園の景観と調和した配置計画やデザインとしてください。
- (9) 周辺施設の立地を考慮し、機能的で安全な公園利用者の動線を確保してください。
- (10) 施設に必要なインフラ（電気、ガス、上下水道等）は、各インフラ管理者と協議を行い、認定計画提出者の負担にて整備してください。原則として特定公園施設や公園の既存のインフラとは独立して設けるものとしますが、特定公園施設及び公園の既存のインフラから接続しても支障がない場合は本市と協議の上、これらからの接続をできるものとします。その場合は、公募対象公園施設の使用量を区分した上で、当該使用量に応じた料金を本市へ支払っていただきます。（既設インフラ設備については、参考資料2を参照）
- (11) 対象地には、希少植物も自生するため整備を行うにあたっては、希少植物の保全に努めてください。
- (12) 既存の樹林については、最低限の伐採とし、伐採が必要な場合は市と協議の上、決定

- してください。
- (13) 夜間等閉鎖時の閉鎖方法、安全対策（夜間入られないような対策）についても提案してください。
- (14) 森を楽しむゾーンのエリア明示のための柵は市で設置する予定です。

#### 4. 公募対象公園施設（遊戯施設等）の運営に係る基本的条件

- (1) 公募対象公園施設（遊戯施設等）設置後の運営及び維持管理は、認定計画提出者の責任で実施してください。
- (2) 公募対象公園施設（遊戯施設等）は、認定計画提出者が整備し、整備後も所有していただきます。
- (3) 公募対象公園施設（遊戯施設等）整備及び運営・維持管理に係る費用は認定計画提出者の負担となります。
- (4) 施設運営にあたっての安全基準や考え方を示した上で、施設利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営を提案してください。
- (5) 市からの指示・連絡に対して、迅速に対応できる体制を提案してください。
- (6) 特定の会員のみが利用できる施設など「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う施設は設置できません。
- (7) 公募対象公園施設（遊戯施設等）の運営にあたり、実施する事業の内容は、以下に該当するものは除きます。
- ア 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象等なることが予想される普及宣伝活動等
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
  - ウ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
  - エ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下、「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動等
  - カ 上記の他、公園利用と関連性が低く、市が必要とみなすことができないと判断する行為
- (8) 駐車場の運営については、以下のとおりです。
- ・横浜動物の森公園未整備区域には専用の駐車場はありません。ゾーラシアの駐車場の使用等を想定してください。
  - ・ゾーラシアの駐車場については、以下のとおりです。

料金	1日1回1,000円（バス：1日1回2,500円）
台数	2,200台
営業時間	開園時間の1時間前から閉園1時間後まで

（北門駐車場は混雑時及び里山ガーデンフェスタ開催中のみの開場となりますので、北門駐車場開場時、閉場時の双方の誘導方法について検討してください。）

- ・ズーラシアの駐車場の使用に関する基本的事項については、現在、本市と管理許可を受けている者で調整中です。詳細に関しては管理許可を受けている者と調整を行ってください。
- (9) 公募対象公園施設（遊戯施設等）の営業は公園の利用増進を考慮し、通年営業を行ってください。営業時間については、ズーラシアの指定管理者と調整してください。
- (10) 認定計画提出者は設置場所が公園区域内であることを鑑み、幅広い年齢層が利用できる施設とし、価格については利用しやすい価格としてください。
- (11) 施設利用者にとって常に快適な空間となるよう、きめ細かな清掃等、公園の環境維持及び向上措置を提案してください。
- (12) 施設利用者の安全の確保のため、エリア内の樹林地内の枯れ枝等の撤去や危険木の伐採、草刈等、定期的管理について提案してください。安全確保のために必要な樹林地の管理に加え、周辺樹林地の管理についても検討してください。
- (13) 公園内の安全性の確保のため夜間閉鎖エリア内の門扉（参考資料4 参照）の開錠及び施錠を行っていただきます。（原則として、営業時間に合わせて開閉を行ってください。）
- (14) 災害・事故発生時の管理体制について提案してください。また、周辺施設等と連携した災害時・事故発生時の対策や施設利用者だけではなく公園利用者への災害時・事故発生時の対策等についても検討してください。
- (15) 本市建築物を使用する場合、当該施設内のトイレの清掃等、環境維持及び向上措置を提案してください。また、公募対象公園施設や森を楽しむゾーン内だけでなく、施設周辺の清掃等についても検討してください。
- (16) 施設利用者の各公共交通機関や駐車場からの誘導・案内方法について提案してください。
- (17) 公園の賑わいや集客性の向上のための広報、イベント（キャンプ体験等）の実施等について提案してください。また、ズーラシアや里山ガーデンフェスタ（参考資料5 参照）、リサイクルプラント等との連携、周辺地域に向けた取組について検討してください。
- (18) インフラ施設の管理にあたっては、下記のとおり行います。

種類	対応
上水道・下水道	公募対象公園施設の使用量を区分した上で、水道使用料を市に支払う。（上水道の引き込みは口径 25mm）
電気	公募対象公園施設の使用量を区分した上で、当該使用量に応じた料金を本市へ支払う。
ガス	認定計画提出者とガス事業者との契約により、直接負担（ガスを使用する場合は、プロパンガスとする。）
電話・通信	認定計画提出者と電話・通信事業者との契約により、直接負担

- (19) 事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について提案してください。

## 5. 公募対象公園施設（遊戯施設等）の設置管理許可

- (1) 市は、選定した認定計画提出者と基本協定を締結の上、細目協議を行います。協議が成立し、公募対象公園施設（遊戯施設等）及び特定公園施設の設計内容を承諾した後、市は認定計画提出者（グループで応募の場合は代表の法人）に対し、公園として未公開である工事期間中は横浜市公有財産規則に基づく行政財産目的外使用許可を与えます。なお、使用料は「28 円/㎡・月」です。その後、公園の公開告示に伴い都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可を与えます。
- (2) 認定計画提出者は、許可の権利を他人に譲渡、転貸することはできません。ただし、市の承諾のもと、グループで応募の場合はグループ内の他法人に利用させることは可能です。
- (3) 設置管理許可の使用料は、年度ごとにその都度発行する納入通知書により、市が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、許可日が属する年で、設置管理許可期間が1年に満たない場合は、月割計算により支払うこととし、1円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。
- (4) 提案のあった施設の目的、内容により使用予定面積、使用料単価をやむを得ず変更する必要が生じた場合は、市との協議により変更する可能性があります。
- (5) 公募対象公園施設（遊戯施設等）の目的外使用許可は、施設の設計内容等を市が承諾した後、公募対象公園施設（遊戯施設等）の工事着手日からとなります。

## 6. 特定公園施設に係る基本的条件

- (1) 認定計画提出者には、公募対象公園施設（遊戯施設等）の周辺に以下の条件を満たす特定公園施設を整備していただきます。
  - ・公園利用者が樹林地内の散策等を楽しむことができる施設
  - ・公園利用者の利便性・安全性が一層向上する施設  
施設例) 柵、舗装、休憩施設（ベンチ、野外卓等）、植栽等
- (2) 公園の景観と調和した配置計画やデザインとしてください。
- (3) 高齢者やハンディキャップのある方など多様な公園利用者が利用できる施設を検討してください。
- (4) 特定公園施設は、原則として公募対象エリアにおいて整備を行うものとします。
- (5) 認定計画提出者が整備する特定公園施設のうち、下記の金額を上限として、市が整備費を負担することができます。本市に整備に要する費用の負担を求める場合は、その金額を提案してください。

■市が負担可能な特定公園施設に係る上限額（予定）：2,000千円（消費税含む）

※市の負担額が上記の上限額を上回る額は認定計画提出者の負担になります。

※本市から負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳を提出いただき、本市が金額を精査確認（数量、単価設定等が

適切かを確認するものとし、単価設定については本市が発注する標準単価を参考とする)した上で、本市と認定計画提出者で協議し、決定します。

※市の費用負担額は平成 31 年度予算での執行を予定しており、平成 31 年度予算の横浜市会での議決が必要です。

- (6) 特定公園施設は、原則として整備を完了した後に市が実施する完了検査を受けていただきます。完了検査に合格した場合、別途譲渡契約を締結し、市に譲渡していただきます(平成 31 年(2019 年) 8 月予定)。
- (7) なお、具体的な譲渡契約については、認定計画提出者が提出する公募設置等計画に基づき、別途契約を締結します。

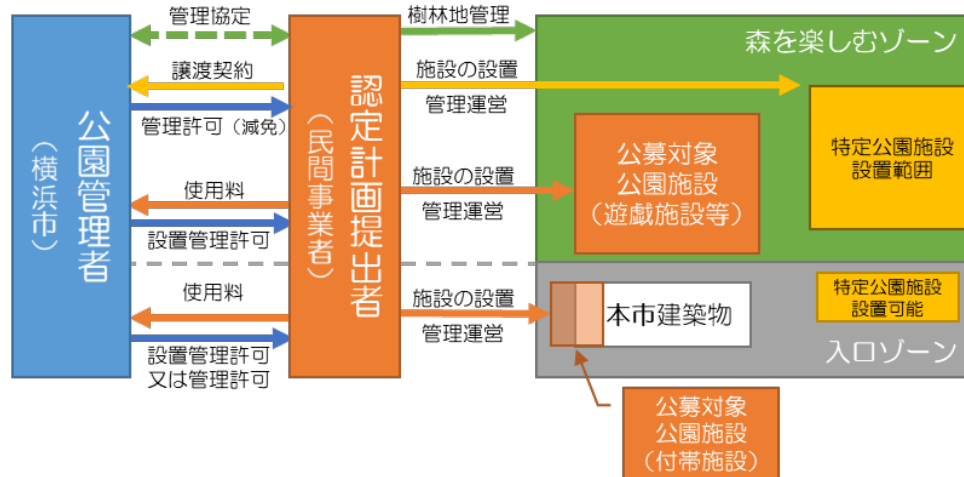
#### 7. 利便増進施設に係る基本的条件

- (1) 横浜動物の森公園未整備区域内に自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔を任意提案により設置することが可能です。
- (2) 利便増進施設を設置する場合の占用料は横浜市公園条例に定める通りです。
- (3) 都市公園の占用許可とは別に看板等の設置にあたっては横浜市屋外広告物条例に基づく許可を受ける必要があります。

## 8. 認定計画提出者と公園管理者の役割分担

横浜動物の森公園未整備区域において、認定計画提出者には公募対象公園施設（遊戯施設等）等の整備、及びその周辺の特定公園施設の整備等を行っていただきます。

### ■管理のスキーム



### ■役割分担（設計・工事）

項目		公募対象公園施設 (遊戯施設等)	特定公園施設
設計	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者
	市と認定計画提出者の関係	基本協定	基本協定
工事	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者及び市 (市の提示上限額の範囲内で認定許可 提出者が提案した額を市が負担)
	市と認定計画提出者の関係	目的外使用許可 (基本協定)	施設の譲渡契約 (基本協定)

### ■森を楽しむゾーン（管理）

項目	公募対象公園施設	特定公園施設	樹林地
管理主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
許認可	設置管理許可	管理許可	維持管理協定
使用料	全額	減免	—

### ■入口ゾーン（管理）

項目	公募対象公園施設		既存施設	特定公園施設
	新設	本市建築物利用		
管理主体	認定計画提出者	認定計画提出者	市	認定計画提出者
許認可	設置管理許可	管理許可	—	管理許可
使用料	全額	全額	—	減免



### 第3章 実施にあたっての条件等

#### 1. 設計・工事の実施等

##### (1) 公募対象公園施設（遊戯施設等）の設計

- ・認定計画提出者は公募対象公園施設（遊戯施設等）の設計図書、工事工程表を市に提出し、承諾を得てもらいます。設計内容が提案内容と相違する場合、市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要があるが生じた場合は、市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

##### (2) 公募対象公園施設（遊戯施設等）の工事

- ・認定計画提出者は市の承諾を得た設計図書及び工事工程表に基づき、公募対象公園施設（遊戯施設等）の整備工事を実施します。なお、公園利用者の安全上危険と判断される場合は、市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ・認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の施工監理等を行う工事責任者を設置し市に報告してください。
- ・認定計画提出者は自らの責任と費用で、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査等を実施してください。
- ・認定計画提出者は公募対象公園施設（遊戯施設等）の工事完了及び社内検査終了後、市に対して完了届を提出し、市の完了検査を受けていただきます。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。

##### (3) 特定公園施設の設計

- ・認定計画提出者は特定公園施設の設計図書、工事工程表を市に提出し、承諾を得てもらいます。設計の内容が提案内容と相違する場合、市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要があるが生じた場合は、市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ・特定公園施設の設計にあたっては、横浜市環境創造局公園緑地施設標準図集を参考に設計を行っていただきます。
- ・特定公園施設の設計については、設計図書の内容が市の要求水準に満たないと市が判断する場合は、認定計画提出者の責任及び費用において修正を求めることができるものとします。
- ・認定計画提出者は、特定公園施設の設計及び工事にあたり、市が定める、横浜市公園緑地等設計業務共通仕様書、横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市土木工事共通仕様書、横浜市公園緑地工事施工管理基準に基づき、実施してください。これらの定めのない事項については、市と協議の上、適切に施工してください。
- ・特定公園施設の設計図書及び工事工程表を市に提出し、承諾を得なければなりません。設計の内容が、提案内容と相違する場合、市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。

- ・認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

#### (4) 特定公園施設の工事

- ・認定計画提出者は市の承諾を得た設計図書及び工事工程表に基づき、特定公園施設の整備工事を実施します。なお、公園利用者の安全上危険と判断される場合は、市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ・認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の施工監理等を行う工事責任者を設置し市に報告してください。
- ・認定計画提出者は特定公園施設の工事完了後、市に対して完了届を提出し、市の完了検査を受けていただきます。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。
- ・市の完了検査により、特定公園施設が設計図書に従って施工されたと確認された場合において市に引き渡すものとします。
- ・特定公園施設の工事については、平成 31 年(2019 年) 9 月頃までに完了し、市の完了検査を受けるものとします。

## 2. リスク分担

本事業におけるリスク分担の考え方は、認定計画提出者が実施する業務については、認定計画提出者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として認定計画提出者が負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。詳細については、別紙 1 基本協定書(案)を確認してください。

## 3. 私権の制限

私権の制限については、別紙 1 基本協定書(案)のとおりです。

## 4. 委託の禁止等

認定計画提出者は本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。認定計画提出者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって市へ申請し、承諾を得なければなりません。また、市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託する場合、認定計画提出者の責任において、当該委託先に基本協定書の規定を遵守させてください。

## 5. 市内事業者の活用

設計、施工又は管理運營業務について、市内事業者(横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。)の活用を検討してください。

## 6. 原状回復の義務

- (1) 公募対象公園施設（遊戯施設等）について、認定計画提出者は、事業期間内に（設置管理許可等を取り消しまたは更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）、事業区域を速やかに原状回復するとともに、市の立会いのもとで市に返還していただきます。ただし、市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について、本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。なお、施設等設置工事中の解約、事業中止に関しての用地の原状回復の取り扱いについては、別途協議により決定することとします。
- (2) 本事業における原状回復とは、原則として、認定計画提出者が設置した公募対象公園施設（遊戯施設等）（地下構造物も含む）を解体・撤去し、更地として整地することをいいます。ただし、市の財産となる特定公園施設については、原状回復の対象となりません。
- (3) 認定計画提出者は原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに設計内容等の必要書類を書面により市に提出し、承諾を得てください。
- (4) 認定計画提出者は原状回復工事の設計完了時に、上記書面の内容が事業条件等に適合しているか否かについて、市の承諾を得てください。事業者は市の承諾後に原状回復工事に着手することができます。なお、市が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、設計内容の修正を求めることができることとします。
- (5) 認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、市は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

## 7. 事業内容等の変更

認定計画提出者が、基本協定書に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、市と協議を行い、市の承諾を得た場合に限り事業の内容を変更することができます。なお、開業後の事業内容の変更は、原則、設置管理許可及び管理許可の更新時とします。また、構成員の脱退もしくは追加がある場合は、事前に市の承諾を得る必要があります。

## 8. 事業の中止

- (1) 市は、公募設置等計画や基本協定、設置管理許可又は管理許可の許可条件等に反する場合や、公園利用者の利益の向上に寄与していないなど、本事業の目的を十分に果たしていないと判断した場合は、認定計画事業者には是正勧告を行うことがあります。是正勧告後に改善が見られない場合は市による公募設置等計画に基づく許可及び認定の取り消し、事業の中止や原状回復を命じることがあります。

また、その際本市に被害を与えた場合はその金額を賠償していただきます。

(2) 認定計画提出者は、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と判断される場合は、直ちに本市と協議を行ってください。協議の結果、市の承諾を得た場合は、一定の期間の事業の継続を行った上で、事業を中止することができます。一定の期間とは、概ね6か月間を目安とし、市と協議の上決定します。

なお、この場合に都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承諾を得た場合に限り、別の民間事業者により事業を承継させることができるものとします。

## 9. その他

(1) 認定計画提出者は、事業期間満了後又は認定計画提出者の責に帰すべき事由による使用許可取り消しに伴い退去する場合は、それを理由に損害の補填又は補償を請求することはできません。

(2) 認定計画提出者は、施設の整備・運営について、自己の費用において損害保険会社と保険契約を締結してください。

(3) 公募対象公園施設（遊戯施設等）の営業状況・実施状況等については、毎年度報告していただきます。業務の質やサービスの向上を図ることを目的とした事業のセルフチェックの仕組み等についても検討してください。なお、市は公募対象公園施設（遊戯施設等）の財務書類の提出及び説明等を求めることができるものとします。

(4) 未整備区域内の大花壇及び一部エリアについては、里山ガーデンフェスタ開催時のみの公開になります。

(5) 今後の横浜動物の森公園未整備区域の整備計画については、基本計画のとおりです。（参考資料1 参照）

(6) 市やズーラシアの指定管理者、里山ガーデンフェスタ実行委員会が行うイベント等との連携について検討してください。

(7) 公募対象公園施設（遊戯施設等）周辺では、上記イベント等の際にキッチンカーの出店等が行われる場合があります。

## 第4章 応募資格及び応募手続き等

### 1. 応募者に必要な資格

- ・法人であること。
- ・個人での応募はできません。
- ・複数の法人により構成されるグループ（以下、「グループ」という。）で応募する場合は、代表する法人（以下、「代表法人」とする。）を定め、代表法人が応募手続きを行ってください。なお、他の法人は構成法人とします。

### 2. 応募者の制限

(1) 次に該当する法人は応募者になることができません。また、グループで応募する場合の代表法人及び構成法人となることもできません。

- ・法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- ・会社更生法、民事再生法による更生、再生手続中であること
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ・2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（又は、是正勧告を受けている場合には必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

(2) 複数応募の禁止

- ・単独で応募した法人は、グループ応募の構成員となることはできません。
- ・応募した複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。
- ・組合と当該組合のいずれかの組合員が同時に参加することはできません。また、組合と当該組合のいずれかの組合員が加入する別の組合が同時に参加することはできません。

(3) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表法人及び構成法人の変更は原則として認めません。ただし、構成法人については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、市は必要に応じ、認定計画提出者に書類の再提出を求めることがあります。

### 3. 応募の手続き

#### (1) 募集・選定のスケジュール

募集・選定のスケジュールは下記の通りです。

項目	時期
公募設置等指針（募集要項）の配布	平成30年11月21日(水)～平成31年1月21日(月)
説明会の開催	平成30年11月28日(水)
質問の受付	平成30年11月28日(水)～12月5日(水)
質問への回答	平成30年12月12日(水)（予定）
公募設置等計画の受付	平成31年1月16日(水)～1月22日(火)
プレゼンテーション及びヒアリング	平成31年2月上～中旬（予定）
設置等予定者の決定、公募設置等計画の認定	平成31年3月頃（予定）
協定の締結	平成31年3月頃（予定）

#### (2) 公募設置等指針（募集要項）の配布

本指針等は、下記の期間に窓口での配布、市のホームページへの掲載をします。

期 間：平成30年11月21日（水）から平成31年1月21日（月）まで  
（ただし、土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は除く。）

時 間：午前8時45分から午後5時まで

配布窓口：横浜市環境創造局公園緑地部動物園課

横浜市中区港町1丁目1番地（関内中央ビル3階（セルテ側））

連絡先：TEL [045 - 671 - 3785] FAX [045 - 633 - 9171]

E-mail [ks-dobutsu@city.yokohama.jp]

H P：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/kouminrenkei/p-pfi-satoyamazone.html>

#### (3) 説明会の開催

本事業について、下記のとおり説明会を行います。説明会に参加いただかなくても応募することは可能です。また、参加しないことにより審査において不利になることはありません。

##### ア 開催概要

日 時：平成30年11月28日（水） 14時から16時まで（予定）

場 所：横浜動物の森公園（ゾーラシア）旧建設事務所  
（バス停「横浜旭陵高校前」下車 徒歩3分）

持ち物：本指針をご持参ください

##### イ 説明会の内容

公募内容の解説、現地案内等

#### ウ 参加申し込み方法

説明会に参加希望の場合は、11月26日（月）までに、電子メールで下記の記載事項を記入の上、お申込みください。説明会に参加できる人数は、1団体3名以内とします。電子メールの件名には「横浜動物の森公園未整備区域公募説明会参加申込」と記載してください。申し込みいただいた方に、詳細の場所等についてメールをお送りします。

【メールアドレス】 [ks-dobutsu@city.yokohama.jp](mailto:ks-dobutsu@city.yokohama.jp)

【電子メール本文記載事項】

- ・法人名、代表者職氏名
- ・説明参加者氏名
- ・連絡担当者名、電話番号、電子メールアドレス

#### (4) 質問の受付・回答

##### ア 質問の受付

本指針について質問がある場合は、様式11「質問書」に記載の上、下記の期間内に電子メールで送付してください。電子メールの件名は「横浜動物の森公園公募質問書送付」と記載してください。

【受付期間】平成30年11月28日（水）から12月5日（水）まで

【メールアドレス】 [ks-dobutsu@city.yokohama.jp](mailto:ks-dobutsu@city.yokohama.jp)

##### イ 質問に対する回答

質問に対する回答は下記のとおり公表します。

【公表予定日】平成30年12月12日（水）

【公表方法】ホームページに掲載

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/kouminrenkei/p-pfi-satoyamazone.html>)

#### (5) 公募設置等計画の受付期間及び受付時間

公募設置等計画に関する書類は、下記の期間内に持参してください。なお、期限後における書類の変更及び追加は認めません。

【提出期間】平成31年1月16日（水）から1月22日（火）まで

【提出時間】午前8時45分から午後5時まで

【提出窓口】横浜市環境創造局公園緑地部動物園課

横浜市中区港町1丁目1番地（関内中央ビル3階（セルテ側））

#### 4. 応募書類

##### (1) 提出書類一覧

提出書類等	様式	提出部数	
		正	副(写)
1. 応募申込書	様式1	1部	5部
2. 誓約書	様式2	1部	5部
3. 施行体制表	様式3	1部	5部
4. 応募関連書類 (応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出)			
(1) 定款又は寄付行為の写し	様式自由	1部	5部
(2) 法人の概要書	様式4	1部	5部
(3) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	各種証明書	1部	5部
(4) 役員等氏名一覧表(印あり)	様式5	1部	—
(5) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	各種証明書	1部	5部
(6) 財務諸表 (会社法に定める計算書類とキャッシュフロー計算書) 「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書(作成している法人のみ)、注記等」(直近3年間)の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	関係法令に定める様式	1部	5部
(7) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	関係法令に定める様式	1部	5部
(8) 財務状況表	様式6	1部	5部
5. 公募設置等計画提案書(表紙)			
①事業の実施方針 ・本事業の基本的な考え方(コンセプト) ・公園の魅力向上につながる取り組み	様式自由 (提案書①)	1部	5部
②施設の整備計画 ・公募対象公園施設及び特定公園施設の配置図、ゾーニングの考え方 ・公募対象公園施設の計画図(施設内容、施設規模、デザイン等) ・公募対象公園施設の関連図面(平面図、立面図、断面図、求積図)など ・特定公園施設の計画図(施設内容、施設規模、デザイン等) ・特定公園施設の関連図面(平面図、求積図)など ・施設のイメージパースまたはイメージ写真	様式自由 (提案書②)	1部	5部



<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便増進施設の計画及び関連図面(配置図、平面図、詳細図)※提案がある場合</li> <li>・工事工程表(基本協定締結後から施設及び外構整備完了までを記載)</li> <li>・工事期間中の管理体制 (工事期間中の公園利用者の安全や周辺区域への配慮、円滑な工事施工体制など施工管理、安全管理、工程管理)</li> </ul>			
③特定公園施設整備に係る工事内訳書	様式 8	1 部	5 部
④施設の管理運営計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募対象公園施設の管理運営計画、管理体制、事業の実施体制等</li> <li>・周辺樹林地の管理計画(管理内容と樹林地管理の範囲)</li> </ul>	様式自由 (提案書④)	1 部	5 部
⑤事業計画書・収支計画書	様式 9 - 1 9 - 2	1 部	5 部
⑥価額提案書	様式 10	1 部	5 部
上記すべてのデータが入った電子データ (CD-R等) (役員等氏名一覧表は Excel データ、それ以外は PDF データ)	—	1 部	

#### 5. 応募に関する留意事項

- (1) 本件業務に従事する本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。
- (5) 応募申請後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (6) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- (7) 市が提示する設計図書等の著作権は横浜市に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する必要がある場合、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (8) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (9) 市が提供する資料等は、申請に係る検討以外の目的での使用または、第三者に開示することを禁じます。
- (10) 申請書類は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、開示される場合があります。

## 第5章 認定計画提出者の選定

### 1. 選定方法

市の事前審査を行った後、有識者等で構成する「横浜市公園公民連携推進委員会」（以下、「委員会」という。）が評価を行います。委員会では「2. 評価の手順及び視点」に基づき、市による事前の審査及び委員会のメンバーが採点した結果を基に、市が設置等予定者を選定します。その後、都市公園法に基づく手続きを経て、市が認定計画提出者として決定します。

### 2. 評価の手順及び視点等

#### (1) 事前審査

「第4章 応募資格及び応募手続き等」に定める要件を満たしているか、本指針に従って記載されているか、法令及び本指針の禁止事項に該当していないか等について、事前審査を行います。審査において条件を満たしていなかった場合は、失格となります。

なお、提案の内容について、不明な点等がある場合は、応募者に対して回答を求めることがあります。

#### (2) 委員会による評価

公募設置等計画について、次の評価項目に沿って評価を行います。

<評価の項目、内容>

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	事業全体のコンセプトが横浜動物の森公園未整備区域の魅力向上につながるものとなっているか。	10
事業実施体制	応募法人等の実績・財務健全性について評価する。	20
	業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置については十分か。	
	設計、工事及び運営を行う事業者(横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。)が含まれているか。	
施設の整備計画	公募対象公園施設は施設利用者が安全に森を楽しめ体験できるような施設となっているか。	20
	公募対象公園施設は幅広い世代が使用できる施設となっているか。	
	公募対象公園施設・特定公園施設が豊かな樹林地を活かし、周囲の景観と調和したデザイン、設計となっているか。	
	特定公園施設の施設内容と規模が公園利用者にとって充実した施設となっているか。	
施設の管理運営計画	【公募対象公園施設の管理】施設利用者の安全・安心に配慮した施設の管理計画が提案されているか。	25
	【その他施設等の管理】公園利用者の安全・安心に配慮した樹林地や特定公園施設等の管理計画が提案されているか。	
	【公園の活性化】周辺施設や地域等との連携を含めた公園の活性化に資する計画(広報、イベントの実施等)が提案されているか。	
	【誘導・環境維持】施設利用者のアクセス、誘導について提案がされているか。また、公募対象公園施設等の環境の維持及び向上措置(清掃等)を含めた提案となっているか。	
	【危機管理】災害・事故発生時や夜間閉場時の危機管理に対応した施設・管理体制となっているか。	
事業計画	持続的な資金計画、収支計画については適切か。	10
	事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針が計画されているか	
価格審査	特定公園施設の建設に要する費用のうち、本市が負担する額	15
	公募対象公園施設に係る使用料の額(合計額)	
合計		100

※評価点の満点（100点）の6割を最低基準点とします。それ以上の点数を得た提案の中で最も高い点数を得たものを最優秀提案に選定します。

### (3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会における評価にあたっては、応募者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを行います。実施方法や日時、場所、注意事項等については、別途応募者に通知します。

### (4) 委員会の委員への接触の禁止等

応募者が最優秀提案及び次点提案選定前までに、委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から設置等予定者決定通知日までは、応募者に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

## 3. 設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募者を設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募者を次点者として決定します。本市が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

設置等予定者は、平成31年2月頃に決定する予定です。選定結果は応募者全員に文書で通知するとともに、横浜市のホームページで公表します（設置等予定者及び次点者以外の応募者は匿名で表記）。なお、審査内容及び結果に関する問い合わせや異議等には、一切応じません。

## 4. 公募設置等計画の認定

本市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

## 5. 契約の締結等

### (1) 基本協定・細目協定

認定計画提出者は提案した事業の内容に基づき、市と協議を行い、本事業を実施するために必要な事項を示す基本協定を締結します。基本協定書の案は別紙1に示す基本協定書（案）のとおりです。

基本協定の締結後、本市と認定計画提出者との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた細目協定を締結します。また、樹林地管理については別途、樹林地維持管理協定を締結します。

### (2) 目的外使用許可・設置管理許可

協議が成立し、公募対象公園施設（遊戯施設等）及び特定公園施設の設計内容を承諾した後、市は認定計画提出者に対し、工事期間中は横浜市公有財産規則に基づく行政財産目的外使用許可を与えます。

公園公開告示に伴い都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可を与えます。

(3) 特定公園施設譲渡契約

認定計画提出者は、特定公園施設の完了検査の終了後に本市と「特定公園施設譲渡契約」(別紙2)を締結します。

6. 法規制等

提案内容は、都市公園法、横浜市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。